

## 女性検事が見る真実

ポジティブシンキング

松木麗



の作品が横溝正史賞の最終候補に残ったことが、夢でしかなかつたはずの作家への扉を開いてくれた。だからと考えたわけではないが、人生の一大転機に心が鎌倉行きを欲したことと、それは決して無縁ではないだろう。

周知の事実だと思うが、検事を辞め、悪い夢を見ているだけできつと覚める

参院選出馬の身となつた。この春七年ぶりに現場に戻り、六月号からホットな話題を提供していくはずだつたのが、まつたくもつて人の運命は分からぬ。

ああ、現場はやっぱりいいなあと感激していた。生の事件、生の人間。法廷に立つ無上の喜び。休日返上のため執筆は数か月休まざるを得ないと編集者は詫びながら、その実虚構の世界より遙かに面白い実世界を満喫していた。そこまで充足した日々は、だが、たつた一か月半で突然幕を閉じたのである。

どうして。これは何かの間違いだ。

……。不眠が続いたあの頃、そして、五月一五日。十五年余続き、それが以後も続くはずだつた「検事であること」は一片の紙切れであえなく終わつた。起訴状朗読も論告求刑ももうやれない。こんなことなら、家族や友人たちに私の凜々しい法廷姿（！）を臉に焼きつけおいてもらうんだつた。実際、皆それが本当に残念だと言つている。

翌一六日、私は鎌倉にいた。一〇年前の横浜地檢時代、折りに触れて足を運んだその地が、私に小説「紫陽花の花のごとく」を書かせてくれた。まとまつた長編としては処女作になるそ

う。僅か一日しかなかつた休日を有効に使えて本当に良かつたと思う。以後、官舎からの引っ越しに始まり、多くの手続き、記者会見に挨拶回り、様々な

ところで、最近、中曾根康弘氏から氏の近著『日本人に言つておきたいこと』を贈られた。一読して非常に為になつたのだろうとよく考えさせられたものである。性格と境遇にわたる要素は幅広いが、ただ、自分の今あることに満足し、感謝し、幸せだと感じられないはつた事実だけは確かだろう。

横浜地檢時代、尊敬する上司が笑いながら、「あなたのよう嬉々として仕事をしている人はいない。あなたの場合は反対に給料を払わなくちゃ」と言ったことがある。確かに、このストレス社会の中、私自身はまずもつてストレスとはほぼ無縁である。その秘訣は、きっと「ポジティブシンキング」。どんな難事件、難しい被疑者を抱えていても、そんな場が与えられたことが嬉しかつた。嫌な上司や同僚でも貴重な人間体験だと思えば腹も立たない。そして、そんなふうに考えられる自分を、私はとても幸せな人間だと思うのである。

然、人は離れていく。不幸は不幸の、幸運は幸運の連鎖を生む。犯罪者と向き合っているとき、何が欠如してこうなつたのだろうとよく考えさせられたものである。性格と境遇にわたる要素は幅広いが、ただ、自分の今あることに満足し、感謝し、幸せだと感じられないはつた事実だけは確かだろう。

私は常々思つている。人生を楽しくするのもしないのも、要是その人の心の持ち方次第なのだと。「楽しく」は「幸せ」と置き換える。何を樂しいと思ひ、幸運かは、實に相対的なものである。卑近な例で申し訳ないが、不幸な知人がいる。社会的地位があり、幸運な夫がいて、子供がいて、幸運を絵に描いたような生活なのにそれを樂しまず、他人を羨んでばかりいる。一緒にいても樂しくないから、自

## 女性検事が見る真実

### 捜査官へのヒント その⑫

教育の在り方

松木麗



る事実)を起案させると、こんなことを書いている。

「被告人は前刑出所後、一度も覚せい剤を使用していなかつたものであるが」

「パチンコで儲けた金で、そこで知り合つた氏名不詳の男から覚せい剤を買つた(前科は窃盗だらけ、入手方法は譲渡者を調べられないための常套手段)」

「また、横領事犯の動機として、「必要な交際費をポケットマネーで穴埋めしていたがそのうち埋まらなくなつて(用途は専ら競馬だから、最初からその費用欲しさだつたはず)」等々。

もしかしたら彼らを責めるのは酷かもしれない。「筋」読み不足の元々は、そんな録取をした捜査官にあるからである。だが、彼らがこれから捜査をするとき、被疑者の弁解の嘘をどの程度見破れるのだろうか。弁解がさらさら通つた被疑者に真の反省などありはない。筋を正しく読みることは、ひとり

立候補に当たつてスローガンが要つた。法律の実務家である私が「国際社会に通用する法律作り」を掲げたのは当然として、「夢と個性を伸ばす教育作り」をも加えたのは、随分以前から教育の在り方に危惧感を抱いていたからである。最近この意を強くする体験をした。

検事生活最後の一か月半、公判部室長検事として新任検事を指導した。今は検事任官希望者の増加で買い手市場となり、質はいいはずと聞かされていたが、現場から離れて七年も経てば、「今時の若い者は」の類かもしれないと思われる気持ちも強かつた。だが、そ

れはまったくの杞憂だった。皆礼儀正しく素直な好青年で、引き継いだ多くの公判を抱えながらも指導は結構楽しく、そんな自分を発見して意外でもありました。

だが、彼らを見ていて大きな危惧を覚えたことが二つある。自分の頭で考える力の不足、そして日本語力の不足である。

自分の頭で考える力の不足は、前に書いた「筋を読む力」不足に直結する。被告人の弁解を鵜呑みにするのは弁護人だけかと思っていたが、どうもそうではなかつたようなのだ。冒頭陳述書(検察官が証拠により立証しようとする

我々のためではなく犯罪者その人自身の更生のためにも不可欠なのである。

加えて論告起案を見れば、事件の本質がどの程度捉えられているか一目瞭然である。例えば「被害額は二五〇万円と多額ではない(!)が」という金銭感覚では被害感情など分かつてゐるはずはないのである。

文章力の不足については別の機会で述べるが、私がいう日本語力の不足はそのずっと手前の問題である。誰もが知っているはずの基礎熟語が正しく読めない、意味が分からぬ——。それが、一応は一流大学を出て難関と言われる国家試験に合格した人たちなのだから、私が国語教育の在り方に暗澹たる気分にさせられるのは当然である。後で彼らを挨拶に連れて行つた裁判官に苦笑された。「最近は被告人も高学歴ですから、あんな基本的な読み間違いをされると馬鹿にされて聞いてくれませんよ」と。

この二つの問題の根は同じだと思う。二つとも、成長過程のしかるべき時期にしかるべき本を読み、生きる意味を熟考することで、自然に備わっていく類のものである。それをせず、ただ暗記詰め込み式の与えられた勉強だけをしていたのでは、人間を見る目も社会を知る力も育ちはしない。常に相手が与えてくれる問題の正誤を当てる能力などどれほど培つても、いつたん社会に出れば、問題自体自らが提起しなければならないのである。長年にわたる受験勉強一辺倒、偏差値教育でこの国は浸食されたと思うのが私の杞憂であつてくれればどれほど嬉しいかしれない。

日本の高度成長期とともに成長した私の世代には余裕があつた。自然にも恵まれ、学校から帰るとすぐに遊びに行き、夕食時間になるまで戻らなかつた。机に向かつて勉強した記憶はほとんどなく、半ば嫌々ピアノの練習をし、ために。

ただ本だけはよく読んだ。人生を豊かにするのは「読書、友人、旅行」。旅行はともかく、最初の二つが私の血肉になつた。この国は物質的に豊かになる一方、精神的にはかえつて貧しくなつてきた。子供たちの姿は急速に消えた。すべてのクリート・ヤングルの中、外で遊ぶような気がしてならない。核家族とコングリート・ヤングルの間に、社会問題を点数化し、決して点数にはできない「心」を置き去りにした教育姿勢。日本中を震撼させた一年前の神戸事件以後も事件は続き、今や景気対策に次ぐ大きな社会問題にまでなつてゐる。人間には試してはいけないことが二つあるという。教育と軍隊。二つとも後で決して取り返しがつかないから。教育はすでに取り返しのつかないところまでてしまつただろうか。それでもやり直さなければならないのだと思う。明日の日本のために。国際社会のために。

# 女性検事が見る眞実

仕事の生き甲斐

松木麗

たぶんそれ以上に内容の差である。ま  
ずは人も事柄も新しきめだといふこと。  
そして、それ以上に、充実感の差  
である。達成感といつてもいい。

検事時代にはそれに不足がなかつた。  
起訴状は自ら作成したものに署名。ま  
た、公判立会では、冒頭陳述書や論告

は自ら作成するし、被告人質問や証人  
尋問の結果はすべて記録として残る。  
つまり、自分がやつた仕事はたとえど  
んな小さな事件でもすべきつちり形  
になつて残つたのである。

落選の選択肢などおよそあり得なかつ  
た。

参議院議員通常選挙が行われた七月  
一二日夜九時過ぎ。自民党的慘敗報道  
の中、私はなぜか梶山静六氏と九段の  
寿司屋で飲んでいた。彼は相変わらず  
の検察批判をひとしきり。そして、

「あんたもやくざな世界に入ったも  
んだ」

「……まだ、入つてはいませんが」

「入ると決めたからには同じような  
もんだ」

九時四〇分、携帯が鳴つた。予想よ  
り随分早い「当確」の知らせに、嬉し  
さと安堵がない交ぜになつた。やくざ  
な世界とは言い得て妙だが、やり甲斐  
のある検事の仕事を振つて得たものだ。

敗の結果、首相退陣、新總裁選びと続  
いた後、参議院会館に入つてまもなく  
の七月三〇日、臨時国会会期は何と七  
〇日（！）と決まった。

とにかくばたばたと忙しいことこの  
上ない。検事のときも忙しかつたが、  
忙しいというよりせわしないのだ。こ  
れは単に物理的な時間のせいではなく、

自分の仕事が形になる。その素晴ら  
しさは言葉では言い表せないものだと  
思う。そんな仕事は仕事 자체が生き甲  
斐になる。仕事が趣味だと、そう言い  
切つて何の不思議もないのだ。警察官  
の仕事もまさにこの種に属している。  
証拠を洗い、事件の筋を読む。ホシを  
追いつめ、対峙し、信用性のある自白

など違つた息の長い走法が必要になる  
のだろうと思う。

国会議員になればこれまで以上に忙  
しくなつて、検事のときよりも小説が  
書けなくなるのではと、親しい編集者  
らが心配してくれている。その通りか  
もしれない。だが、私はこう言つてい  
る。「でも、私の精神的安息のためには、  
できる。加えて、現職を離れたことで、  
物事はどうとらえるか、どう取り組む  
か、それに尽きるのだ。

前以上に、書かなければやつていけな  
いと思う」と。仕事が形になつて残る。  
その手応えを短いスパンで感じること  
ができるのは、私にはもはや副業の作  
業だけになつてしまつた。今年にな  
つてからは異動と引継ぎ、果てはそ  
後の思いもかけぬ転変で既に数か月、  
まともに執筆ができないままでいる。

雨が明け、猛暑の一日が暮れかかるひ  
ととき、吹き込んでくる涼しい風に誘  
われて、私は久しぶりにピアノに向か  
つていた。

選んだ曲はスペイン舞曲（グラナドス  
作）。

弾いている間、心は簡単にスペイン  
に飛んでいた。電話が鳴つて中断した

が、明日からの一週間がまた新鮮な気  
持ちで始まるような気がした。

中曾根氏はその著書述べておられ  
るが、長距離マラソンを完走するため  
途中で倒れるこのないよう、これま

を取る。心から反省させて更生を誓わ  
せ、そして被害者と共に泣く。それは  
すべて形になつて残る仕事であり、苦  
労が報われたとき、蓄積した疲労がす  
べて快感に変わる性質のものなのだ。

だが、政治家の仕事は違う。スター  
トさせたばかりの私が言うのはおかし  
いかもしれないが、政治は数である。  
良かれ悪しかれ、一人の個性は党とい  
う組織の中に埋没しかねず、意見は通  
らないときのほうがずっと多い性質の  
ものなのだ。国会議員の仕事が形にな  
るのはまずは法案を成立させたときだ  
ろうが、それは簡単にできることでは  
ないし、また一人でできるものでもな  
いだろう。いずれにしてもある程度長  
いスパンが必要だし、かけた労力が報  
いられないときのほうがずっと多いに  
違ひない。政治家はただその結果だ、  
と中曾根氏はその著書述べておられ  
るが、長距離マラソンを完走するため  
途中で倒れるこのないよう、これま

83 + 検査官へのヒント

## 女性検事が見る真実 捜査官へのヒント その⑭

# 万全の準備を

マツキ  
松木  
レイ麗

今回の転身を、多くの人は驚きながらも「華麗な転身」と捉えてくれたようだが、否定的な人もまた多かつた。いわく、検事の方が（終身雇用だから）手堅いのに、格好いいのに。またいわく、金・権力欲が渦巻く良識の通らない魑魅魍魎界に飛び込んで、あたら大事なエネルギーを消耗するなんて、なんとまあ勿体ない。実際、人のことだつたら、私だつて同じことを言つていた。悲しいかな、それほど今は皆が皆、政治に絶望感、虚無感を抱いてしまつてゐる。

政界の魑魅魍魎度、それは政界入りを決意して三か月半、議員バッジをつけてわざか一ヶ月の私にはまだよく分からぬ。何しろオリエンテーションは皆無。事がどんな手順で進んでいるのか、新人には分からない仕組みなのだから。今日（せいぜい明日）何があるのか、それを知り得るほほ唯一の情報源は毎朝配布される参議院公報のみ。この不親切さに新人一同呆れたが、人間そこは慣れるもの、いささかおつちよこちよいの私でも何とかやれています。手続で分からぬことは遠慮なく尋ねること。また、堅繁の課題は、本会議や予算委員会などの推移をきちんと追えば分かるものである。

結局どんな場にあつても、地道に勉強する以外に方法はないのだと思う。これまであまり縁のなかつた経済に外交（常任委員会は法務でも文教でもなく、外交・防衛に入った）と決意を深くした次第だ。

準備万全——で、今は過去となつた日々が思ひ起された。

一発勝負でやり直しがきかない証人尋問。それが上手くいくか否かはひとえに事前準備にかかっているといつて過言ではない。証人自身の供述調書はもちろん、関係者全員の供述、物的証拠との符合性、それらを事前にどうだけ丹念に吟味したか。それに自信があれば、いざ法廷で何が起こつても冷静に対処できるが、反対に少しでも不安があると思わぬ決壊につながりかねない。今振り返つて、何とも情けないが、時間切れの見切り發車で尋問し、それでもどうにか事なきを得た尋問の方がずっと多かつたと正直に告白する次第である。

これが捜査の場合、例えば取調べのやり直しは、身柄勾留期間内であれば可能である。だが、人の印象は初対面ではば決定づけられる。事件に関する最高の有識者である被疑者が、調べる相手が自分や事件のことをあまり知らないと思えば、そこで勝負はついたようなもの。身上経歴や関係証拠をきちんと押さえ、矛盾点があればすかさず追及するという真剣勝負でこちらが臨まなければ、真相を明

を初めとして、各分野の問題点をまさに一から勉強することになる。これを大変と思えば大変だが、こんな機会を与えて幸せと思えばこれほど幸せなことはない。

この一か月で強く印象づけられたことを二つ挙げる。

まずはプレゼンテーションの大切さである。官僚が作った（に違いない）原稿をただ機読みてるのは、議員を寝させるばかりか（国会の品位を汚すあのヤジは、眠気覚ましに必要だという説があるくらいだ）、国民を意氣消沈させ、景気の「氣」を吹き飛ばしてしまう。この国では、法律家ですら弁論にあまり長けていないのが現実で、政治家も例外ではないというわけだろう。だが、いいプレゼンテーションに必要なのは技術以上にサービス精神だと思う。ユーモアで笑いが取れれば最高、そこまでは無理でも飽きさせずに話を聞いてもらおうと真剣になるだけで、話す力は自ずからついてくるものである。

もう一つは、準備、つまり勉強の大切さである。まさかと思われるだろうが、議員たちは実によく勉強している。ことに自民党は組織がしつかりしている分、朝八時から始まる部会などでの勉強態勢は素晴らしい、会館の私の部屋の本箱はファイルの山になり始めている。あとはその貴重な情報をいかに自分の罪になつた例は枚挙に暇がないのである。事前準備の大切さは参考人の取調べや捜索、情報収集すべてについて同様である。

自分は果たして真剣勝負をしてきたか。振り返れば、恥ずかしながら反省することのほうがずっと多い。ただ、「反省はするが後悔はない」第二の人生は真剣勝負で生きようとする反省することしきりである。



著者略歴

五五年生まれ。神戸大学卒業。八〇年、司法試験合格。八三年、検事任官。九八年五月に退官し、七月、参議院議員となる。九二年、推理小説『恋文』で横溝正史賞受賞。著書には『紫陽花の花のごとく』、『事件が語る「生と死」』、『少年被疑者』『女と男』の検事調書』がある。

図書案内

八訂版

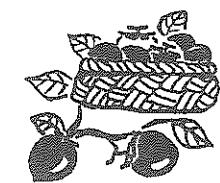
■警察庁刑事局  
逐条解説

犯  
罪  
搜  
查  
規  
範

●A5判／468頁・上製  
●定価 2956円  
(本体2816円+税)

◆検査の指針である犯罪検査規範の唯一の権威ある解説書!!

東京法令出版



考えてみてほしい。年少少年に（少年院送致ではなく）刑罰を科さなければ刑政の目的が全うされないような凶悪事犯は、一体これまでいくつ起きたのだろうかと。最も名高い神戸事件は、少年が医療少年院送致になつた特殊なケースで、それを除けば一体ほかにどんな事件があつただろうか。明言できる人はおそらくいないのではないか。

ここで念頭に置いてほしいのは、法と運用とは違うということである。年少少年を除けば逆送はできるのに、交通事故を除けばわずか一パーセントにも満たないのだ。凶悪事件を犯しても、年中少年はもちろん年長少年でさえもその多くが（検察官の逆送意見にかかる）少年院送致で済む。そんな軽い運用こそが焦眉の問題だと思うし、こんな状況で年少少年に逆送が認められることになつたとして、あえて究極の選択をする裁判官がいるとも思えない。少年刑務所の入所者自体少ないのに、年に一人入るかどうかの年少少年に対して、刑務官はどんな処遇態勢を組むのだろうか。

何よりも、若くして前科者となつた彼らは、その後果たしてまつとうに更生への道を歩めるのだろうか。そんな少年の家庭環境が劣悪なことは容易に察せられることなのである。

刑事责任年齢を何歳と定めるかは刑事政策の課題である。例えば、人を殺しては駄目と知るのに一四年が必要なはずもない。イギリスのように一〇歳、あるいは英法系の多くの国々のようく七歳（イギリスがかつて七歳だった）でもいい。あるいはこれとは対照的に、中南米やヨーロッパには、一六・一七歳と高く定めている国がとても多い。何でもそうだが、刑事责任年齢を刑務作業に従事させるという、重大な結果を招来するのだから。

## 女性検事が見る真実 検査官へのヒント

その⑯

# 少年法改正に思う

マツ  
キ  
松木

レイ  
麗

自民党の少年法改正小委員会に入っている。というより入らされたというのが本当だが、少年事件に携わった経験があつて一家言を持つてるのは事実である。

戦前の日本では、少年も成人と同様検察官先議で起訴できた（韓国は現在も）。ドイツやフランスは一貫して地裁少年部に起訴して裁いている（ただし、判決の種類は教育的なものを含めて多様）。ところが日本では戦後、アメリカを倣つて新設した家庭裁判所が全少年事件を担当することになり、検察官はノータッチ、事件が逆送されて初めて起訴できる従属性立場に置かれたのである。

少年法を貫いているのは国親思想に基づいた保護主義で、その基礎になる事実認定は次の次になっている。当時の少年は素直に自己ish、一人前に否認するなど考へもしなかつたのだろう。だが、半世紀というとつもない長い時を経て、少年自身も少年を取り巻く環境もすさまじい勢いで変わっている。どのように法律がいつまでものほんと同じ所に止まつていはずではなく、改正は急務であった。大きな論点は、（一定の重要な事件について）裁判官の合議制が採られる」とと検察官が審判に立ち会えること、審判結果に対しても検察官も抗告できるようにしてること、などである。自ら犯した事実に真に向き合わずして真の更生なしという私の持論は、まさしく少年の保護矯正にも妥当する。いや、可塑性に富んだ

成長途上にある少年だからこそ余計に、自らの過ちを見据えずして新たな展望は開けないだろう。一連の少年法改正論議が弁護士会も含めてやつと前向きに進み始めたことを、だから私は心からほっとする思いで受け止めていた。

だが、「れに最近、新たな改正論議が加わったのである。周知のように、少年の刑事責任受して一四歳。少年法がそれを一六歳に引き上げた理由は特になく、ルイスという学者の鶴の一聲によつたらしい。勝手気ままに下げたものを本旨に戻せ、と言うのは確かに正鶴を得ているかもしれない。加えて、巷には以下の中声が溢れているやに見受けられる。

刑法の定める責任年齢は、ドイツ刑法を継続して二一一少年事件は低年齢化している。年齢引き下げ論議である。

その二一一少年事件は低年齢化している。よつて結論——年少少年にも厳しく、凶悪な場合は刑罰に服させるべきだ。

要するに、一般・特別予防の見地からも、社会防衛の観点からも、刑事责任年齢一四歳以上にはきちんと責任を取らせる、という一見至極もつともな声である。

だが、マスコミのセンセーショナルな報道に惑わされることなく、是非冷静になつてほしい。年少少年を服役させることは、義務教育年齢を刑務作業に従事させるという、重大な結果を招来するのだから。